

DIOCESE OF SAITAMA

TOKIWA 6-4-12,
Urawa-ku,SAITAMA city
〒330-0061, JAPAN
TEL:048-831-3150
FAX:048-824-3532



カトリックさいたま教区

さいたま市浦和区
常盤 6-4-12
〒330-0061
TEL:048-831-3150
FAX:048-824-3532

2021年1月8日

カトリックさいたま教区 司教
マリオ 山野内 倫昭

新型コロナウイルスの感染拡大に対する教区の対応について (第15次)
— 日本政府の「緊急事態宣言」の再発出を受けて —

昨日 (1月7日)、日本政府から、2度目の「緊急事態宣言」が発出されました。さいたま教区としましては、基本的には、日本カトリック司教協議会の「感染症対応ガイドライン」(2020年11月11日付)に即して慎重に対応をしてきました。それによりますと、「行政による緊急事態宣言や営業・移動の自粛要請が出された場合には、会衆が参加するミサは中止する」となっていますので、「緊急事態宣言」の対象とされた埼玉県だけでなく、対象外とされた他の3県(栃木・群馬・茨城)も含めて、下記のように対応することといたします。すべての人のいのちを守るために働くことは教会に集う私たちが神から託された大切な務めです。長く続くこの試練の中で、祈りと共に、力を合わせることができるよう、ご一緒に努めたいと思います。

1月8日より「緊急事態宣言」が解除されるまで(現時点では2月7日)公開ミサ(主日だけでなく平日も)を休止といたします。なお、主日のミサに与る義務は教区内のすべての方を対象に、引き続き免除します。また、教会活動も小教区運営に関する最低限不可欠な会議を除き、休止としてください。

以上